

H20. 6. 28 原案可決

「地球温暖化対策」の推進を求める意見書

京都議定書が採択されて10年が経過し、第一約束期間が始まり、2012年までに日本の温室効果ガスを6%削減するという目標達成に向けての正念場を迎えている。

昨年末のバリ会議で、2050年に世界全体で半減以上、また、先進国は2020年に1990年比で25～40%の削減が必要ということを共通認識として、2009年末にポスト京都議定書の削減目標を決める道筋が合意された。しかしながら、日本においては、温室効果ガスの排出は未だ増加傾向にあり、京都議定書目標とのギャップは13.7%(2005年度)もあり、このままでは第一約束期間の目標達成が危惧される状況にある。

第一約束期間がまさに始まった今夏、洞爺湖サミットが開催されるこの時期に、日本が率先して世界の先頭になることが大変重要なことであると考えている。

については、持続可能な日本社会を構築していくため、削減目標を確実に達成するための温暖化防止政策を法制化し、早期実現を目指すことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月28日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣